

滋賀県男女共同参画審議会委員 を募集します



滋賀県では、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議していただく「滋賀県男女共同参画審議会」の委員を次のとおり募集します。

応募の資格は、

- ➡ 県内にお住まいの方または県内に通勤・通学されている方です。ただし、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員および県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

募集人員は、2人以内です。

- ➡ 応募された方の中から、年齢・性別・意見等を総合的に考慮して決定します。なお、選考の結果は、本人に通知します。

委員の仕事は、

- ➡ 年4～5回程度の会議に出席して、男女共同参画の推進に関する事項について、学識経験者等の委員とともに調査審議していただきます。

- ◆ 審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者などの委員(合計16名以内)で構成されます。
- ◆ 委員には、会議に出席することにより知ることとなった秘密を漏らしてはならない義務が課せられています。
- ◆ 会議に出席いただいた時は、報酬および交通費をお支払いします。

委員の任期は、

- ➡ 平成30年7月1日から2年間です。

応募の方法は、

- ➡ (1)の応募書に必要事項を記入の上、(2)の意見書を添えて応募してください。(持参、郵送、インターネットのいずれでも結構です。※メール、FAXでは受付しておりません) 応募書は、県ホームページからダウンロードできます。

- ◆ インターネットで応募される場合は、滋賀県ホームページ「しがネット受付サービス」の、「滋賀県男女共同参画審議会委員の募集について」へアクセスしてください。 ※「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選び入力を進めてください。

- 応募書類 (1) 滋賀県男女共同参画審議会委員応募書(裏面のとおりに)
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する課題や抱負などを1000字程度でまとめた意見書(様式は問いません)

応募の締め切りは… 平成30年5月11日(金) (必着) です。

応募先および問い合わせ先

- ➡ 〒520-8577(郵便番号のみで、住所の記載は不要です。) 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課
電話 077-528-3770 ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/>

その他

提出された応募書と意見書はお返ししませんので、ご了承ください。
また、応募書と意見書は、男女共同参画審議会委員選考の目的以外に使用することはありません。

